

JHF発第20-061号

2020年3月25日

タンデム技能証をお持ちの皆様へ

公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟

会長 内田 孝也

教員・スクール事業委員会

委員長 北野 正浩

(公印省略)

暫定上級タンデム技能証・上級タンデム技能証について

2019年4月1日よりタンデム技能証、上級タンデム技能証規程が改定、新設になりました。2018年度迄にタンデム技能証を取得の皆さまへは、2020年3月31日迄有効の暫定上級タンデム技能証をお送りし、猶予期間を設け移行検定を開催して来ました。2020年度の上級タンデム技能証については下記の通りとなります。今後の上級タンデム技能証検定スケジュールについては、決まり次第JHFウェブサイト等でご案内します。

記

1. 上級タンデム技能証制度の導入に伴う移行措置は、2020年3月31日で終了します。暫定上級タンデム技能証は同日をもって無効となり、上級タンデム検定を受検・合格していない方の技能証は「タンデム証」になります。

「タンデム証」で同乗飛行できるのは同居親族とP証の方です。上級タンデム証を持つ教員/助教員が監督者となれば、フライヤー登録者を乗せて飛行することもできますが、この場合、監督者が「上級タンデム練習生登録」をJHF事務局に提出することが条件となります。

2. 《重要》上級タンデム技能証を有さない方が、タンデム技能証の範囲外の方を同乗させて飛行した場合、あるいは上記登録をせずにフライヤー登録者を同乗させた場合。

・JHFの技能証制度は法律ではありませんが、事故を起こした場合の過失割合の計算においては考慮されますので、パイロット及びスクールの過失割合が大きくなる可能性があります。

また、保険代理店の見解は次のようになっています。

・事故を起こした場合でも、パイロットあるいはスクールが加入しているスクール賠償保

険による保険金の支払いはなされると考えられる。ただし、JHFの技能証規程が守られていない状況であると保険会社が判断した場合、JHFそのものの信用がなくなり、以後JHFに関するスクール賠償保険の引き受けを一切断られる恐れがある。

一つのスクールの問題ではなく、全てのスクール・エリアに影響が及びかねません。

タンデム飛行のリスクを理解し、技能証規程の範囲外の同乗者とのタンデム飛行は絶対におこなわないようお願いします。

3. 2020年4月1日以降、上級タンデム技能証の検定は次のようになります。

① 技能証規程の改定により、従来は「不合格の場合は一ヶ月以上の再練習期間を設け再検定を行う」でしたが、「不合格の場合は、上級タンデム技能証を有する教員の推薦を受けた上で再検定を行う」となりました。

* JHFウェブサイトの上級タンデム技能証検定会申込みフォームにてご入力の上、再検定推薦書、参加誓約書をご提出ください。

②上級タンデム証を初めて受検する方は、「上級タンデム技能証実技チェックシート」及びタンデム飛行50本以上のフライトログの提出が必要となります。

* JHFウェブサイトの上級タンデム技能証検定会申込みフォームにてご入力の上、上級タンデム技能証実技チェックシート、タンデム飛行50本以上のフライトログ、健康診断書、参加誓約書をご提出ください。

③受検料は、初回20,000円、実技のみ再受検の場合10,000円、実技と学科両方再受検の場合は20,000円になります。

2019年3月からの1年間で開催した検定会の収支を計算した結果、受検料の改定が必要となりました。ご了承お願いいたします。

- 添付： ① 再検定推薦書
② 上級タンデム技能証実技チェックシート
③ 上級タンデム練習生登録

以 上